

提出する前にご確認ください

☐	フラットファイルに必要書類を綴っていますか？ (登録しようとする業種によりフラットファイルの色が異なります)
☐	フラットファイルに表紙を貼り、会社名・受付番号を記入していますか？ (背表紙にも会社名、受付番号を記入してください。) ※受付番号は姫路市業者登録申請書 No.1 の左上に記載しています。
☐	関連企業申告書を添付していますか？ (関連企業が無い場合でも「無」に○を記入し、提出してください。)
☐	実績が複数の業種・詳細業種にまたがる場合、特定の業種・詳細業種にまとめて実績額を記入していませんか？ (各業種・詳細業種に按分して記入する必要があります。)
☐	市税及び国税納税証明書の発行日は令和6年12月10日以降に発行されたものですか？
☐	申請書No.3 において登録希望の業種及び詳細業種の登録種別に「1」が記載されていますか？
☐	業種等の追加申請がある場合は、格付け申請も含めて電子申請では手続きができません。郵送による申請が必要です。
☐	(個人事業主の場合) 住民票の写しには本籍が記載されていますか？
☐	[建設工事] 経営規模等評価結果通知書は令和7年1月20日において有効なものですか？
☐	[建設関連コンサルタント] 経営規模総括表(書類番号4)における金額の記載は税抜きでされていますか？
☐	[役務提供・物品] 各業種の直前1年度決算額の合計が会社全体の直前1年度決算額を超えていませんか？
☐	[役務提供] 各詳細業種の直前1年度決算額の合計が各業種の直前1年度決算額を超えていませんか？

※ 上記の内容については、一部の内容を抜粋したのになります。必ず、業者登録申請要領を確認の上、記載事項や提出書類を準備し、申請を行ってください。